

措置命令（豊徳鑛山株式会社）

1 被処分者

- (1) 所在地 愛知県瀬戸市幡西町101番地
名称 豊徳鑛山株式会社
代表者 代表取締役 井上 眞知代
- (2) 住所 愛知県瀬戸市幡西町101番地
氏名 井上 眞知代

2 行政処分内容及び期限

(1) 行政処分の内容

豊田市八草町向田1343番ほか8筆に設置された豊徳鑛山株式会社に係る産業廃棄物処理施設（最終処分場）に野積み状態で過剰に保管されている産業廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に従って埋立てを行い、埋立終了後は、生活環境の保全上の支障が生じることがないように必要な措置を行うこと。

(2) 命令日

平成23年12月15日

(3) 履行期限

平成26年12月15日

3 行政処分の理由

豊田市八草町向田1343番ほか8筆に設置された豊徳鑛山株式会社に係る産業廃棄物処理施設（最終処分場）に野積み状態で過剰に保管されている産業廃棄物は、埋立容量を超えており、これらの産業廃棄物には飛散、流出等を防止する措置が講じられていない。その結果、当該産業廃棄物が風にあおられて飛散し、又は流出のおそれがあり、また、当該産業廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透し、土壌、地下水等を汚染するおそれがあり、現状を放置することにより、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある。